

立ち入り調査等の虚偽答弁に対する罰則規定

障害者総合支援法では、市町村・都道府県が同法に基づく職務権限で立ち入り調査を行った場合に、虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出、虚偽の答弁等を行った者を30万円以下の罰金に処することができると規定（障害者総合支援法第110条、第111条）。

身体障害者の支援施設の事案では、警察が虐待を行った職員を傷害、暴行の容疑で地方検察庁に書類送検し、併せて行政の立ち入り調査に対し、虐待をしていないと虚偽答弁をしたとして、職員を障害者総合支援法違反容疑でも送検。

これらの深刻な虐待に至ってしまった事案について、もし、虐待に気づいた段階で適切に通報することができていれば、行政による事実確認と指導等を通じて、その後の虐待の再発防止に取り組むことができ、取り返しがつかないような事態には至らなかったと考えられる。

障害者福祉施設従事者等における障害者虐待が起きてしまった場合の対応の基本となるのは、「**隠さない**」「**嘘をつかない**」という誠実な対応を管理者等が日頃から行うこと。

■就労系事業者の役割のポイント ①

• 就労系支援の中に潜む「虐待」への気づき

- 個別支援計画の作成や実施、モニタリング、サービス担当者会議において、事業者は障害者の虐待を発見しやすい立場にある。
- 障害者からの相談内容に「虐待」という言葉が含まれていなくても、内容として虐待が疑われるものがあれば「虐待」を視野に入れ、職員及び利用者から聴き取ることが必要。

• 情報の聴き取り

- 就労支援の中で「虐待かもしれない」「不適切な状況があるかもしれない」と感じたら虐待を念頭に置いた情報を聴き取る。
 - いつ、どこで、誰から？
 - 体に傷・痣はあるか？
 - 頻度は？ どんな風に？
 - 他に知っている人はいるか？

• 事業所内での情報共有

- それぞれの職員が受けた相談を一人で抱え込まず、相談内容を組織として共有していく「仕組み」が必要。 ⇒ 虐待事案を発見したときの対応マニュアルの作成 など

■就労系事業者の役割のポイント ②

• 通報の前に・・・虐待かな？と悩んだときの判断ポイント

- 施設職員の虐待をしているという「自覚」は問わない
 - ⇒ しつけ、お互い合意の上でやっているから当然のこと、施設・事業所の方針としてやっている、など
- 障害者本人の「自覚」は問わない
 - ⇒ 障害の特性や環境から他に頼れる人がいない、選択肢がないという状況にあるため、虐待を虐待と感じない、感じるできない、「職員の〇〇さんが好きだから…お金を渡す、性的関係を持つ」など
- 親や家族の意向が障害者本人のニーズと異なる場合がある
 - ⇒ 本人より家族の意向が優先…その家族に正しい情報（権利擁護、虐待防止）が伝わっていない。
「施設の方にはお世話になっている。悪いことしたり、言うことを聞かなかったら殴ってもいい。本人のためです」
「どうせお金の管理も出来ないし無駄使いばかりする。だから私が管理する」など
- 虐待の判断は、「個人」ではなく「チーム」で行う

市町村虐待防止センターへの通報

- 通報はすべての人を救う
 - 「利用者の被害を最小限に食い止めることができる」
 - 「虐待をした職員の処分や刑事責任、民事責任を最小限で留めることができる」
 - 「虐待が起きた施設等に対する行政責任、民事責任、道義的責任を最小限で留めることができる」

■就労系事業者の役割のポイント ③

• 個別支援計画の見直し

- 再アセスメント、安心して暮らす（過ごす）ため、サービス等利用計画に沿ったものとなっているか見直しが必要。
 - ⇒ 障害福祉サービスを継続できるか？ 事業所を変更する必要性は？ 一時保護された後は？
- サービス担当者会議の開催
 - ⇒ 各サービス担当から専門的な見地からの意見聴取、利用者へのチームアプローチ

• モニタリング

- モニタリングにより定期的な確認を。

平成30年度障害者虐待の状況

【全国】

	養護者による 障害者虐待	障害者福祉施設従事者等による 障害者虐待	使用者による障害者虐待		
			(参考) 都道府県労働局の対応		
市区町村等への 相談・通報件数	5,331件 (4,649件)	2,605件 (2,374件)	641件 (691件)	虐待判断 件数 (事業所数)	541件 (597件)
市区町村等による 虐待判断件数	1,612件 (1,557件)	592件 (464件)		被虐待者数	900人 (1,308人)
被虐待者数	1,626人 (1,570人)	777人 (666人)			

カッコ内は平成29年度

【群馬県】

	養護者による虐待	障害者福祉施設 従事者等による虐待	使用者による虐待	合計
市町村・県への 相談等件数 (件)	65 (54)	49 (42)	4 (12)	118 (108)
群馬労働局等への 相談等件数 (件)	—	—	15 (12)	
虐待判断件数	15 (14)	14 (5)	6 (10)	35 (29)
被害者数	27 (9)	17 (5)	9 (13)	53 (27)

カッコ内は平成29年度

身体拘束の廃止に向けて

障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為とされています。身体拘束の廃止は、虐待防止において欠くことのできない取り組みといえます。

やむを得ず身体拘束を行うときの留意点

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」等には、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならないとされています。さらに、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならないとされています。

緊急やむを得ない場合とは・・・

① 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となります。

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となります。

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となります。

身体拘束等の適正化（平成30年度から）

○身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束等に係る記録をしていない場合について、基本報酬を減算する。

《身体拘束廃止未実施減算【新設】》 5単位/日

※療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設等

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準

(身体拘束等の禁止)

第四十八条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

2 指定障害者支援施設等は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(1) やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件

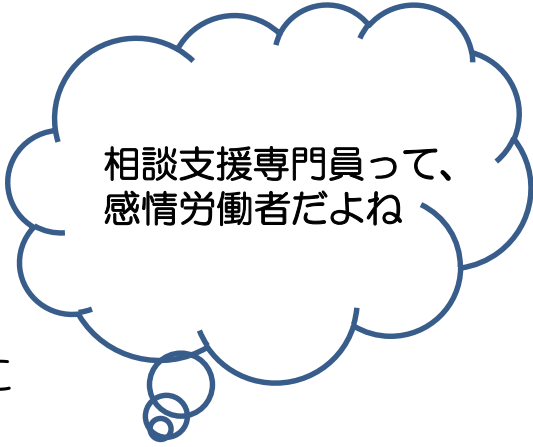
- ① 切迫性： 利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ② 非代替性： 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと
- ③ 一時性： 身体拘束その他の行動制限が一時的であること

(2) やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

- ① 組織による決定と個別支援計画への記載
- ② 本人・家族への十分な説明
- ③ 必要な事項の記録

■おわりに

- カウンセラー、ケアワーカーは、患者や利用者に共感的受容的に接することが求められます。
たとえ、相手が苦手な利用者や家族であっても、感情的に
ならず、怒りをこらえて対応することが求められます。



相談支援専門員って、
感情労働者だよ

このように、感情の管理を求められ、規範的な感情を価値として提供する仕事を「感情労働」と呼び、感情労働に就く人は、心がとても疲れやすくなります。優しく、使命感が強く、仕事に対して真摯な気持ちでありたいと思う人ほど、心が疲れ「バーンアウト」（燃え尽き症候群）しやすくなると言われています。

とはいえ、感情労働は、大きなやりがいのある仕事です。

みなさんが現在の仕事を続けていくために．．．自分自身のケアも！

- ① オンオフのメリハリをつける
- ② 「こうしなくちゃいけない」という固定観念から解放される
- ③ ひとりで抱え込まない



いつもお疲れさま！



【参考】5分でできる職場のストレスチェック

5分でできる職場のストレスチェック

5分でできる職場の ストレスチェック

4つのSTEPによる簡単な質問から、
あなたの職場におけるストレスレベルを測定します。
質問は全部で57問です。(所用時間約5分間)
はじめに性別を選んでください。

男性

女性



このコンテンツは、厚生労働省「職業性ストレス簡易調査票フィードバックプログラム」に基づいて、制作致しました。